



「SOCIO FACES」

(c) photo : Maekawa Takayuki

VOICES : 2002 APRIL

- 250 「医療環境と意識を変えるコンビニ検診」
予防医学の浸透に向けた愛知診断技術振興財団の挑戦
- 252 「東京ブロードバンド助成金に群がるホテル」
経済効果10億円の信憑性
- 254 「多様な“サクセス”を生む音楽の証券化」
“共有できる音楽”は誰のものか？
- 256 e-Japan Update ④

予防医療に欠かせないお手軽検診

医学の世界は大きく予防医学と治療医学に分けられるそうだ。治療医学は病人を対象にしているのに対し、予防医学は健康な人を対象にしている。いわゆる健康診断や人間ドックのことだが日本では認知が浅く、個人で気軽に検診を受けられる環境も整っていない。そうした状況を変えようと、(財)愛知診断技術振興財団では15年以上前から「郵便検診」サービスをスタートしている。

仕組みは簡単で、気になる病気を検診するための専用キットが送られると、説明書に従って血液や尿などの検査サンプルを自分で採取し、財団に郵送するだけだ。検診が受けられるものは、がんや生活習慣病、アレルギーや骨粗しょう症など、20種類近くある。

「郵便検診という名称は私共の商標登録で、似たようなシステムは他にもありますが、財団が90パーセント以上のシェアを占めています」と語るのは、企画室係長の山本多佳子さんだ。「先駆者という理由もありますが、大きな違いは検査精度の高さと、サンプルを送ったあとの対応にあります。郵送でも正確な診断ができるようにキットや診断方法の開発には常に研究を重ねていますし、サンプルの検査は財団の附属診療所で到着後すぐに行います。また、結果は郵送や電話で報告するだけでなく、陽性と出た場合には詳しい検査が受けられる病院と医師を紹介しています」

現在、データベースには全国で約3700人の専門医が登録されており、身近に該当する病院がなければ新たに探す独自のネットワークも築かれている。「ちゃんと病院に行ったかを電話で確認したり、専門スタッフによる24時間の電話健康相談も受け付けています」

ここまでのケアをしてくれるのに、1つの検査につき料金は1,300円からと、手軽な値段に抑えられている。ところが所長の植田美津江氏の話では、利用者が増えたのは最近のことだと言う。

「健康ブームもありますが、病院に行って診断する前に、どの程度の症状でどの病院に行けばよいのかを知りたいという方が増えてきたのでしょう。また、“コンビニ検診”という名称で、セブンイレブンやローソンでも申し込めることが話題になり、体に不調を感じても忙しくて病院に行けない、心理的に検診を受けづらい病気を調べたい人が、気軽に申し込まれるようになったのだと思います」

さらにこの1月7日からはセブンドリーム・ドットコムホームページから、申込みと決済ができるようになった。「検査結果を電子メールで送るアイデアもあったんですが、セキュリティの問題もありますので、まだ対応していません」(植田所長)

携帯電話で血圧と心電図を送信

同財団では、最近になって新しい検診サービスを始めた。「宅配検診」という、宅

配で送られてきたキットを使って心臓にかかわる病気を調べるといったものだ。こちらの方法は簡単で、財団がNECシステムと名古屋大学とで共同開発した専用の心電図検査機を使い、心臓の2か所にあてて測った心電図を携帯電話で送信する。3つのボタンを押すだけと、操作は簡単だ。そのデータを専門医に検査してもらおうという仕組みになっている。「検査というどうしても大げさになるので、なるべくシンプルなシステムを心がけています。携帯電話は持っている人が多く、送るのは心電図検査機だけにしようかという声もありましたが、手間を考えて今はセットで送っています」(山本係長)

また、この検診でもセキュリティーを考慮し、検査データの送り先を医者ではなく財団宛てにしている。医者は財団の専用回線でアクセスして検査データを取り出し、診査や審査結果を保存する。「私たちが目指しているのは、お得意様を増やすのではなく、病気を予防するための意識付けを浸透させること。手軽さや気軽さが不可欠であると同時に、信頼性も維持しなければなりません。そうした目的に合う技術であれば積極的に取り入れて、研究も進めていくつもりです」(植田所長)

財団法人愛知診断技術振興財団
 www.aichishindan.or.jp

「手軽さと信頼で 予防医学を浸透させたい」

植田美津江(愛知診断技術振興財団所長)



東京「ブロードバンド助成金」の反響は空回り

text : 別井貴志(編集部) photo : Takioka Kentaro



写真と本文は関係ありません

東京都宿泊施設IT化支援事業の概要

補助対象事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ホテルや旅館の客室、会議室などの施設において、通信回線の高速大容量化(理論値1Mbps以上「下り」の通信速度)を実現するために必要な施設内ネットワーク整備事業
補助対象経費	施設改修費 <ul style="list-style-type: none"> 施設内ネットワーク整備のための施設改修工事費、配線工事費、施工監理委託経費
	機器整備費 <ul style="list-style-type: none"> 通信回線の高速大容量化に必要な機器整備経費 通信端末などの機器整備経費。ただし、宿泊施設利用者への貸出に用いるための整備経費とし、既に通信回線の高速大容量化を完了した場合にかぎる
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象経費の3分の1以内で100万円を限度とする

東京都は、ワールドカップサッカーの開催を契機に、都内のホテルや旅館のブロードバンド接続環境を向上させるため、設備工事費などの一部を助成する「東京都宿泊施設IT化支援事業」を1月末に発表し、2月5日から18日まで補助金の申請を受け付けた(左ページの表参照)。

東京都産業労働局商工部観光産業課の課長補佐である関根克己氏は助成について「有識者で構成される『電子都市構築に関する懇談会』の座長で東海大学教授の唐津一氏が、個人的に石原都知事へ意見したことがきっかけ。発表してすぐに、問い合わせが殺到した」と語った。唐津氏は、日本のブロードバンド環境が韓国に比べて遅れていることを問題視して、早急な対応を都に求めた。これに合点した知事が昨年12月下旬に指示したが、来年度の予算がすでに組まれているこの時期では予算の確保が難しく、補正予算として今年度分からなんとか3億2,000万円(320施設を前提)を捻出した。1施設の補助金は100万円を上限に、総工事費の3分の1までとした。この金額は、50室の総工事費用を調査したところ、約300万円かかることから算出したという。予算額の3倍が総工事費なので、最大10億円の経済効果を見込む。有線ブロードネットワークでは「宿泊施設に対して積極的に営業展開したところ、実際に受注につながった」としている。

税金で闘ってきた宿泊業界の反応

宿泊業界と都は、これまで「ホテル税」をめくり対立してきた。東京都ホテル旅館生活衛生同業組合の副理事長渉外担当を務める工藤哲夫氏(ホテルかずさや社長)は、ホテル税について「用途が決まっていない一般会計として扱われるのはおかしいと反対してきた。しかし、都が観光振興策以外に使わない条件を付けたので納得し、宿泊税という名称で昨年12月に成立された。今回の補助金を口の悪い人は『宿泊税の見返りか』と言うが、本気で東京都が観光産業を活性化させようとしているのは事実で、その一環として助成の話につながったのではないかと語った。かずさやでは、16室を工事する内容で補助金を申請した。税金について関根氏は「きっかけとなった唐津教授は税金の話と関係ない。予算的にも宿泊税は来年度のことなので、直接的な結び付きはない。たまたまタイミングが合っただけだ」と説明している。

このほか、全日本シティホテル連盟関東支部の事務局を務める渡辺知靖氏(東興ホテル支配人)は、「急な話だったので、工事に伴う予算調整や提出書類を揃えることが困難だったが、16室の総工事費150万円程度として申請した」と時間のなさを指摘した。補正予算なので、工事業者への支払いも3月中に完了しなければいけない。その明細を東京都に提出した後に、補

助金が下りる仕組みなのだ。

一方、日本ホテル協会の東京支部事務局を務めているホテルオークラは、補助金を申請しなかった。常務取締役の石原直氏は「客室はすでに100Mbpsの回線が利用できる。会議室など全館をブロードバンド対応していきたいが、補助金が出るからといって、今が投資するタイミングか判断は難しい。ADSLや光、無線などどれを選択するか、ブロードバンドでお客様が求めるコンテンツがあるのかといった課題もある。ホテルは建物自体が商品なので、壁に穴を空ける工事は避けたい。そこで、無線によるブロードバンドの実験を夏に行う予定だ」と、独自の戦略を進める。

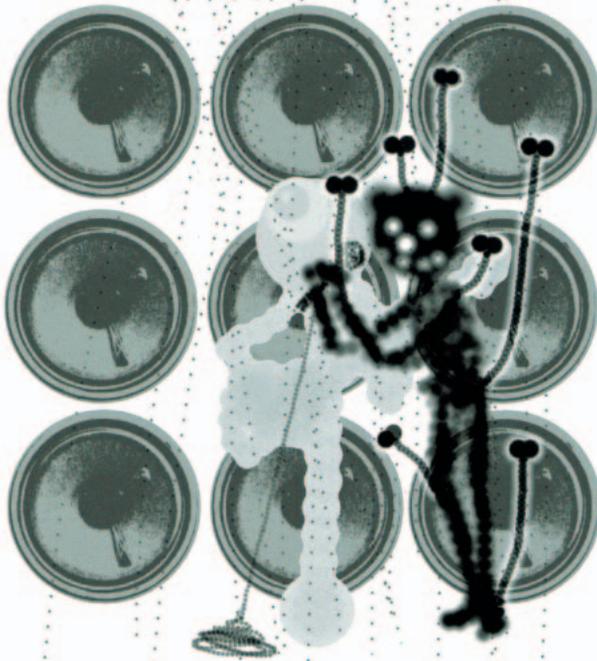
大きな反響とは裏腹な申請件数

受け付けを締め切った結果、申請は128件だった。これは想定していた320施設の4割に過ぎないが、追加募集は行わない見通し。申請が実際に認められる件数は、2月28日の審査によってさらに減少する可能性もある。反響の割りに申請が少なかったのは、あまりにも時間的余裕がなかったためだろう。正確な統計はないが、東京には2000軒の宿泊施設があると言われる。東京都は、今回の助成をブロードバンド化の呼び水にするつもりだったが、波及効果も含めて成功したかどうかは首を傾げざるを得ない。iAM

東京都は観光産業に本腰を入れたが、
口の悪い業界人からは「宿泊税の見返り」との声も……



NO.1



パンクなお兄さんがバイトをやめて
音楽に打ち込める仕組みが登場!

illust. : Hagihara Toshisato

コミュニティーが切り開くポスト資本主義への道④



御手洗大祐

製品利用者による製品の評価場を作るためのサービスをインターネット上で提供するバックテクノロジー株式会社の代表。インターネットを基盤とした新しいメディアと経済の模索を実践している。

 www.waag.net
mitarai@waag.co.jp



「べつに何十万枚も売れなくてもいいん
っすよ、自分らの好きな音楽がやればね」
と語るミュージシャンは多いが、正直など
ころCDが売れなければ、楽曲の制作費、
ひいては生活費にすら事欠くというのは居
酒屋でバイトをしているパンクなお兄さん
を見れば一目瞭然だ。つまり、資本主義の
定着した現在では、レコード会社などの巨
大な資本が音楽の流通をコントロールして
いるため、ミュージシャンにとってもある程
度の売り上げが見込める音楽を作り、メ
ジャーレーベルと巨大資本と契約すること
がスタンダードな成功のモデルとなっている
のだ。

しかし、本当にミュージシャンにとって
“好きな音楽を作って、好きな人だけが聞
いてくれればいい”という環境、さらにそれ
で制作費を調達できる環境はないのだら
うか。メジャーデビューだけがサクセス
ストーリーなのだろうか。

音楽好きが投資するとはかぎらない

有限会社ミュージックセキュリティーズの
小松真実社長は「音楽制作の証券化」とい
うシステムで、メジャーと契約することだけ
が成功ではないという環境を作ろうとして
いる1人だ。「音楽制作の証券化」とは、株
式会社が会社の運営に必要な資本を株
の発行によって調達するように、音楽制作に
かかるお金を証券の発行によって集める

仕組みのこと。証券化によるソフト制作費
の調達は、映画やテレビゲームの世界では
すでに行われているが、音楽に関しては
まだ少ない。小松氏が率いるミュージック
セキュリティーズではミュージシャンが作品
の制作資金を広く調達しやすいように、証
券を自由に流通させる市場を作ることを目
標にしている。

ただし、この音楽の証券化はミュージシ
ャンが作りたい音楽を作れる環境を提供
することに直結するものではない。なぜな
ら、投資家にもいろいろなタイプがあり、
たとえば小松氏が想定する3タイプの投資
家を挙げると、ファンコミュニティとな
りミュージシャンの支援を目的とする人、
キャピタルゲインが主な目的の人、制
作物に関連した財産権の共有を求める人
がいるからだ。つまり、このシステムでは
さまざまな投資家のニーズのどれかにマ
ッチする制作プランを作ることができな
ければ、制作費自体を集めることができ
ないのだ。

コミュニティが創る新たなサクセス

しかし、音楽の証券化が「メジャー契約
だけが成功ではない」という環境を、現在
の仕組みの外に作り出してくれることは間
違いない。

たとえば、より多くのリスナーに自分の
音楽を聞いてもらうということを成功と捉

えるミュージシャンは、投資という形で制
作費を出し自分を支えてくれるファンコミ
ュニティーとうまく折り合いをつけること
で、無料で作品を配布することも可能にな
る。小松氏はこの状況を「要は今までミュ
ージシャンにとって成功のビジョンが1つし
かなかったのが、(音楽の証券化によって)
複数になることが重要なのです」と語る。
つまり、投資家であるファンコミュニー
ティが納得してさえいれば、ミュージシャンは
“作りたい音楽を作ることができた”とい
うことをサクセスとして位置付けることも可
能なのだ。

ソフトの制作活動がより直接的にコミュ
ニティーに支えられることにより、ミュージ
シャンもさまざまな“成功”のビジョンを持
ってより自由に表現できるようになる。今
年4月から大きなファンドを作り、本格的に
株式会社として始動するミュージックセキ
ュリティーズは、「音楽の証券化」というシ
ステムを通じて、ミュージシャンとリスナ
ーのための新しい音楽制作のあり方を模
索しようとしている。

これは、自分の納得できる表現を追究
するミュージシャンにとって“大衆に受け
るソフトを作らねば制作費もままならない”
という縛りを解いてくれる、第一歩になる
可能性を秘めた動きだと言える。iM

有限会社ミュージックセキュリティーズ
Jump www.musicsecurities.com

投資家コミュニティに理解されれば
タダでCDを配ってもかまわないのだ



NO.1



「通信と放送の制度改革」に業界が「NO！」

text: 別井貞志(編集部)

e-Japan Update ④

第9回IT戦略本部の会合が、1月31日に開かれた。今回は「通信と放送の融合」について、戦略本部の基本認識が議題となり、各種意見が出された。

「通信と放送の融合」に関しては、「ITに関する規制改革にかかる事項を調査することを目的」として、昨年11月7日の第7回会合で戦略本部に設置された「IT関連規制改革専門調査会」(以下、専門調査会)が、昨年12月6日の第8回会合で「IT分野の規制改革の方向性」として報告している。報告では「通信と放送の融合は必然の方向にあるため、アナログ技術を前提とした現行の通信、放送の制度は現状に合わなくなってきたり、事業ごとの縦割りの規制体系から、コンテンツやネットワークといった機能ごとの水平分離した競争促進体系へと抜本的に、しかも早急に改革すべきだ」としている。これについて、放送や新聞業界などのメディアを中心にさまざまな意見が戦略本部に提出されたこともあり、今後具体的な施策を検討していくためにも、今回は現状認識をまとめることにとどまったようだ。

無視された民放連と新聞協会が異議

専門調査会の報告についてまず1月18日に日本民間放送連盟が「提言のとおり地上放送がハードとソフトの分離を強いられるようになれば、自由で一貫した意思によって行われてきた番組編成が阻害され、放送の公共的使命を十分に果たせなくなり、国民生活および我が国の文化向上のために重要かつ欠かすことのできない放送サ

ービスが一挙に壊滅する恐れがある。今回の提言のような大きな制度改革につながる論議を、放送事業者の意見を聞くことなく進めることに関しては、実態を無視したものと異議を唱えざるを得ない」との意見書を提出した。続いて1月30日には日本新聞協会が「横割り体系が競争をゆがめ、国民に不利益をもたらす恐れがある。地上放送が災害や緊急時などで迅速、広範な報道という公共的な使命を果たせなくなり、言論と報道の多様性を損なう恐れがある。横割り体系でのコンテンツ内容規制の導入の有無など、ほかにも不明な点が多いことから、拙速を避けて、より慎重できめ細かな議論を行うとともに、放送関係者をはじめ多方面から意見を求めて幅広い議論を行うべきだ」と提言した。

これに対する形で、専門調査会の座長であるオリックス会長兼グループCEOの宮内義彦氏は第9回の会合で、地上波放送と報告書との関係について「水平的な概念を導入した制度に転換して融合を促進すべき、と主張しているのであって、地上波放送局の分割などは念頭がなく、逆に地上波放送局のビジネス上の選択肢を増やす規制緩和になると認識している」と説明している。今後事業者を含めて議論が進められる可能性もあるが、内容を置き去りにして政治家のような意地や面子の張り合いに発展することは避けてほしい。

なお、右表は第9回会合の資料により作成した「第154回国会で審議予定のIT関連政府提出法案」。

 www.kantei.go.jp/jp/it/

今通常国会で審議予定のIT関連政府提出法案 (法案名【担当省庁】、内容)

個人情報の保護	
① 個人情報の保護に関する法律案(継続審査)【内閣官房(個人情報保護担当室)】	個人情報の適正な取り扱いに関する基本原則、個人情報取り扱い事業者が遵守すべき義務および政府が講ずべき措置などに関する基本的事項を定める。
② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(仮称)【総務省】	行政機関の保有する個人情報の適正な取り扱い、個人情報ファイル簿の作成および公表、個人情報の開示、訂正、利用停止の制度などについて定める。
③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(仮称)【総務省】	独立行政法人などの保有する個人情報の適正な取り扱いなどの制度を定める。
④ 情報公開・個人情報保護審査会設置法案(仮称)【総務省】	内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会(仮称)を設置することとし、その所掌事務および調査審議の手続きなどを定める。
⑤ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(仮称)【総務省】	⑥⑦の施行に伴い、関係する諸法律について所要の規定の整備を行う。
電子政府の推進	
⑧ 行政手続における電子情報処理組織の使用に関する法律案(仮称)【総務省】	行政の情報化の推進に向けての所要の法整備を行う。具体的には、手続のオンライン化を可能とするための規定、書面みなし規定、到達時期についての規定などを整備する。
⑨ 行政手続における電子情報処理組織の使用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(仮称)【総務省】	⑩の施行に伴い、同法で包括的に規定する事項の例外事項、同法のみでは完全でないものについての所要の規定整備を行う。
⑪ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(仮称)【総務省】	申請・届出など手続のオンライン化などの際に必要な、住民の電子署名の認証を行う公的個人認証サービスの創設に関する所要の措置を講じる。
電子商取引などの推進	
⑫ 古物営業法の一部を改正する法律案【警察庁】	インターネットを利用した古物取引について、相手方の確認方法の追加などを行うほか、インターネットオークションにおける商品などの売買防止などのための規定を設ける。
⑬ 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備に関する法律案(仮称)【金融庁】	社債、国債などについて、ペーパーレス化を実現する新たな振替制度を創設するなど、決済の迅速化、確実化をはじめとする証券市場の整備のため、所要の改正を行う。
⑭ 著作権法の一部を改正する法律案【文部科学省】	放送番組を無断でインターネットにより再送信する行為を防止するため、放送、有線放送事業者に対し、「送信可能権」を付与すること、「実演およびレコードに関する世界的所有権機関条約(仮称)」締結のため必要となる改正などを行う。
⑮ 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案【経済産業省】	通信販売などにかかる規制において、消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者などに行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止することとし、併せてそのための連絡方法の表示を義務付ける。
⑯ 特許法等の一部を改正する法律案(仮称)【経済産業省】	CD-ROMなどの媒体に記録されていないプログラムなどの発明、プログラムなどをネットワーク上で送信する行為に対する特許権の効力を明確化するとともに、汎用性の高いモジュールなど部品の供給行為を十分に規制するため、間接侵害の成立する範囲を拡大する。また、商標権の効力がおよびる行為に、ネットワーク上の商品、サービス提供に伴う標準の使用も含まれることを明確化する。
ネットワークインフラの整備	
⑰ 電波法の一部を改正する法律案【総務省】	深刻化した周波数逼迫状況において大規模な新規電波ニーズへの的確な対応を図るため、電波の実際の利用状況を調査し公表などを行う制度の整備、無線局に関する情報の提供制度を拡充するなど所要の措置を講じる。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp